相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区中原四丁目三六九番地、最後の住所東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地一三ラフィネお茶の水六〇八号　被相続人　亡　中道　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号　虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市宮原町四〇九番地、最後の住所千葉県市川市原木一丁目一二番二一号プチフルール一〇一号、不動産登記記録上の住所千葉県市川市鬼高一丁目八番三―四〇一号　被相続人　亡　保科　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル一〇階クレオール日比谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　土田　一裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目七八番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀三丁目一四番一六号　被相続人　亡　久田都世子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田神楽岡町一五五番地の一、最後の住所川崎市中原区市ノ坪三四六番地　被相続人　亡　渋江　久武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

横浜市中区弁天通二丁目二一番地アトム関内ビル六階　相続財産管理人　北條　将人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区六ツ川三丁目七六番地三、最後の住所横浜市南区六ツ川三丁目七六番地の三　横浜パークタウンＩ棟六〇八号室　被相続人　亡　西村　裕和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

横浜市中区相生町五―八一　白陽ビル三階　相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字新野一〇二番地一、最後の住所長野県上高井郡小布施町大字雁田九九二番地九　一五―Ｄ―八　被相続人　亡　古川恵一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

長野市大字西長野往生地一〇一九番地七　相続財産管理人　堀内　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市明智町一五六一番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀　輝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県多治見市上野町四丁目一九番地　相続財産管理人　弁護士　美和　勇夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市港区港陽三丁目一一番地、最後の住所三重県伊賀市上野忍町二七〇五番地の三　被相続人　亡　森岡　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津ビル八階　相続財産管理人　三浦　敏秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市信楽町黄瀬一〇二〇番地一九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松下　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

事務所滋賀県大津市京町二丁目一番一八号初音ビル二階　相続財産管理人　弁護士　古山　力

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年４月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エイプル　②国土交通大臣(4)5338　③代表取締役　平田竜史　④東京都港区元赤坂１丁目５番５号　廃止した従たる事務所　千葉県松戸市松戸1236番地　大阪府大阪市都島区東野田町２丁目９番16号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂１丁目５番５号　株式会社エイプル　代表取締役　平田竜史

①株式会社ＴＤＳ　②東京都知事(6)57465　③代表取締役　飯野誠介　④東京都品川区上大崎３丁目12番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区上大崎３丁目12番９号　株式会社ＴＤＳ　代表取締役　飯野誠介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市小松東町二丁目一三七番地、最後の住所兵庫県西宮市高須町一丁目七番一五―七〇八号　被相続人　亡　多田　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十三日

兵庫県西宮市神呪町三番五一号　相続財産管理人　川瀬　勝弘

無縁墳墓等改葬公告

当町有墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年四月二十三日

一、墳墓等所在地　熊本県熊本市上代九丁目一一〇〇番、及び一一〇三番（寂照院隣）

一、墳墓等の名称　高橋町町有墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本県熊本市高橋町二丁目四番二七号　高橋町墓地管理組合組合長　鴻池　紘